

第 158 期 定時株主総会資料

〔 電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項 〕

| | |
|--|------|
| 第 158 期（2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで） | |
| 連結計算書類…………… | 1 頁 |
| 連結財政状態計算書 | |
| 連結損益計算書 | |
| 連結持分変動計算書 | |
| 連結注記表 | |
| 計算書類…………… | 27 頁 |
| 貸借対照表 | |
| 損益計算書 | |
| 株主資本等変動計算書 | |
| 個別注記表 | |
| 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書…………… | 39 頁 |
| 計算書類に係る会計監査人の監査報告書…………… | 41 頁 |
| 監査委員会の監査報告書…………… | 43 頁 |

株式会社 荏原製作所

上記事項につきましては、法令及び当社定款第 15 条第 2 項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

2022年12月31日

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-------------------|----------------|-------------------------|----------------|
| (資 産) | | (負 債) | |
| 流動資産 | 580,694 | 流動負債 | 369,078 |
| 現金及び現金同等物 | 116,137 | 営業債務及びその他の債務 | 195,391 |
| 営業債権及びその他の債権 | 151,665 | 契 約 負 債 | 63,168 |
| 契 約 資 産 | 100,420 | 社債、借入金及びリース負債 | 46,772 |
| 棚 卸 資 産 | 181,337 | 未 払 法 人 所 得 税 | 6,140 |
| 未 収 法 人 所 得 税 | 1,137 | 引 当 金 | 12,760 |
| そ の 他 の 金 融 資 産 | 3,540 | そ の 他 の 金 融 負 債 | 432 |
| そ の 他 の 流 動 資 産 | 26,456 | そ の 他 の 流 動 負 債 | 44,411 |
| 非流動資産 | 247,354 | 非流動負債 | 89,245 |
| 有 形 固 定 資 産 | 165,715 | 社債、借入金及びリース負債 | 72,560 |
| の れ ん 及 び 無 形 資 産 | 43,333 | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 8,380 |
| 持分法で会計処理されている投資 | 7,153 | 引 当 金 | 2,647 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 13,720 | 繰 延 税 金 負 債 | 2,435 |
| そ の 他 の 金 融 資 産 | 6,783 | そ の 他 の 金 融 負 債 | 144 |
| そ の 他 の 非 流 動 資 産 | 10,648 | そ の 他 の 非 流 動 負 債 | 3,076 |
| | | 負 債 合 計 | 458,323 |
| | | (資 本) | |
| | | 資 本 金 | 79,804 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 76,806 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 184,995 |
| | | 自 己 株 式 | △294 |
| | | そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素 | 18,655 |
| | | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 359,966 |
| | | 非 支 配 持 分 | 9,758 |
| | | 資 本 合 計 | 369,725 |
| 資 産 合 計 | 828,049 | 負 債 及 び 資 本 合 計 | 828,049 |

連結損益計算書

2022年1月1日から
2022年12月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------|---------|
| 売上収益 | 680,870 |
| 売上原価 | 469,694 |
| 売上総利益 | 211,175 |
| 販売費及び一般管理費 | 137,784 |
| その他の収益 | 1,107 |
| その他の費用 | 3,925 |
| 営業利益 | 70,572 |
| 金融収益 | 957 |
| 金融費用 | 2,762 |
| 持分法による投資損益 | 714 |
| 税引前利益 | 69,481 |
| 法人所得税費用 | 16,775 |
| 当期利益 | 52,705 |
| 当期利益の帰属 | |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 | 50,488 |
| 非支配持分に帰属する当期利益 | 2,217 |

連結持分変動計算書

2022年1月1日から
2022年12月31日まで

(単位：百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | |
|--------------------------------|----------------|--------|---------|---------|------------------|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | |
| | | | | | 在外営業活動 体の換算差額 | その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る金融資産 の純変動 |
| 2022年1月1日残高 | 79,643 | 76,566 | 171,720 | △20,189 | 4,179 | 351 |
| 超インフレの調整 | — | — | △539 | — | — | — |
| 調整後期首残高 | 79,643 | 76,566 | 171,180 | △20,189 | 4,179 | 351 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期包括利益 | | | | | | |
| 当期利益 | — | — | 50,488 | — | — | — |
| その他の包括利益 | — | — | — | — | 14,134 | △46 |
| 当期包括利益合計 | — | — | 50,488 | — | 14,134 | △46 |
| 所有者との取引額 | | | | | | |
| 配当金 | — | — | △18,216 | — | — | — |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △8 | — | — |
| 自己株式の処分 | — | 0 | — | 0 | — | — |
| 自己株式の消却 | — | △0 | △19,902 | 19,903 | — | — |
| 株式報酬取引 | 160 | 245 | — | — | — | — |
| 連結範囲の変動 | — | — | — | — | — | — |
| 非支配持分の取得 | — | △4 | — | — | — | — |
| その他の資本の構成要 素から利益剰余金への 振替 | — | — | 1,445 | — | — | 57 |
| 所有者との取引額合計 | 160 | 240 | △36,674 | 19,894 | — | 57 |
| 2022年12月31日残高 | 79,804 | 76,806 | 184,995 | △294 | 18,314 | 362 |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | 非支配持分 合計 | 資本合計 |
|------------------------|-----------------------|----------------|-----------------------|----------------------|--------------|---------------|
| | その他の資本の構成要素 | | | 親会社の所有者に帰属する 持分合計 | | |
| | キャッシュ・ フロー・ヘッ ジ | 確定給付制度 の再測定 | その他の資本 の構成要素合 計 | | | |
| 2022年1月1日残高 | 38 | — | 4,569 | 312,310 | 9,345 | 321,655 |
| 超インフレの調整 | — | — | — | △539 | — | △539 |
| 調整後期首残高 | 38 | — | 4,569 | 311,770 | 9,345 | 321,116 |
| 当期変動額 | | | | | | |
| 当期包括利益 | | | | | | |
| 当期利益 | — | — | — | 50,488 | 2,217 | 52,705 |
| その他の包括利益 | △59 | 1,502 | 15,531 | 15,531 | 365 | 15,896 |
| 当期包括利益合計 | △59 | 1,502 | 15,531 | 66,019 | 2,582 | 68,602 |
| 所有者との取引額 | | | | | | |
| 配当金 | — | — | — | △18,216 | △2,167 | △20,383 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △8 | — | △8 |
| 自己株式の処分 | — | — | — | 0 | — | 0 |
| 自己株式の消却 | — | — | — | — | — | — |
| 株式報酬取引 | — | — | — | 406 | — | 406 |
| 連結範囲の変動 | — | — | — | — | 0 | 0 |
| 非支配持分の取得 | — | — | — | △4 | △2 | △7 |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | — | △1,502 | △1,445 | — | — | — |
| 所有者との取引額合計 | — | △1,502 | △1,445 | △17,823 | △2,169 | △19,993 |
| 2022年12月31日残高 | △21 | — | 18,655 | 359,966 | 9,758 | 369,725 |

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

1. 連結計算書類の作成基準

当社及び子会社（以下、「当社グループ」）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

| | |
|-------------|--|
| 連結子会社の数 | 112社 |
| 主要な連結子会社の名称 | 株式会社荏原エリオット 荏原冷熱システム株式会社 株式会社荏原電産 株式会社荏原風力機械 荏原環境プラント株式会社 株式会社荏原フィールドテック 株式会社荏原エージェンシー Hayward Gordon Holdings, L.P. EBARA BOMBAS AMÉRICA DO SUL LTDA. 荏原機械（中国）有限公司 荏原機械淄博有限公司 嘉利特荏原ポンプ業有限公司 （ポンプの中国語表記は石の下に水です） Ebara Engineering Singapore Pte.Ltd. Vansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş . Ebara Pumps Europe S.p.A. Elliott Company Elliott Ebara Singapore Pte. Ltd. 荏原冷熱システム（中国）有限公司 青島荏原環境設備有限公司 Ebara Technologies Incorporated 上海荏原精密機械有限公司 Ebara Precision Machinery Korea Incorporated 台湾荏原精密股份有限公司 Ebara Precision Machinery Europe GmbH |

(2) 連結の範囲の変更

Hayward Gordon Holdings, L.P.を買収したことにより、同社及び同社の子会社6社を新たに連結の範囲に含めています。また、新たに設立したEbara Pumps Canada Corporation他2社を連結の範囲に含めています。

連結子会社であったÇiğ li Su Teknolojileri A.Ş .は連結子会社であるVansan Makina Sanayi ve Ticaret A.Ş .を存続会社とする吸収合併により消滅しました。

(3) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社数

該当事項はありません。

持分法を適用した関連会社数 1社

水ing株式会社

(2) 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称等

持分法を適用しない非連結子会社

該当事項はありません。

持分法を適用しない関連会社

Ebara Philippines Landholdings, Inc.

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない関連会社は、その当期純損益及び利益剰余金等のいずれも重要性が乏しいため持分法の適用の範囲から除いています。

(3) 持分法を適用した関連会社の事業年度等に関する事項

持分法適用会社は、決算日が3月31日であるため、連結計算書類の作成にあたり、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、EBARA MACHINERY INDIA PRIVATE LIMITED他21社の決算日は3月31日です。

なお、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日に実施した仮決算に基づく計算書類を使用しています。

5. 会計方針に関する事項

(1) 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートを用いてグループ企業の各機能通貨に換算しています。外貨建貨幣性資産・負債は、報告日の為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建の公正価値で測定される非貨幣性資産・負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しています。外貨建の取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートで換算しています。為替換算差額は通常、純損益で認識し、金融費用として表示していますが、非貨幣性項目の評価差額をその他の包括利益として認識する場合は、当該為替部分はその他の包括利益として認識しています。

② 在外営業活動体の計算書類

在外営業活動体の資産・負債は、取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで表示通貨に換算しています。在外営業活動体の収益及び費用は、為替レートが著しく変動している場合を除き、報告期間の期中平均為替レートで換算しています。為替換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額を非支配持分に配分している部分を除き、為替換算調整勘定に累積しています。在外営業活動体の一部又はすべてを処分し、支配、重要な影響力又は共通支配を喪失する場合には、その在外営業活動体に関連する為替換算調整勘定の累積金額を、処分に係る利得または損失の一部として純損益に組み替えます。当社グループが、子会社の持分を部分的に処分するが、支配は保持する場合、累積金額の一部は適宜非支配持分に再配分します。当社グループが、支配を保持する一方で、関連会社又は共同支配企業を部分的にのみ処分する場合には、累積金額の一部を適宜純損益に組み替えます。なお、超インフレ経済下にある子会社の収益及び費用は、超インフレ会計の適用により決算日の為替レートで表示通貨に換算しています。超インフレ会計の詳細は「(16) 超インフレの調整」に記載のとおりです。

(2) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

当社グループは、営業債権を、これらの発生日に当初認識しています。その他の金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しています。

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は金融資産の所有に係るリスクと経済的便益を実質的にすべて移転する取引において、当該金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転した時に当該金融資産の認識を中止しています。金融資産の所有に伴う実質的にすべてのリスク及び経済的価値を留保も移転もしない取引においては、当社グループは当該金融資産への支配を保持していない場合にその資産の認識を中止するものとしています。

金融資産の分類及び測定モデルの概要は、以下のとおりです。

(i) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しています。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法を適用した総額の帳簿価額から減損損失を控除しています。

(ii) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しています。

公正価値で測定する金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類されたもの以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値により測定し、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しています。

(iii) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する負債性金融商品のうち、次の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しています。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するため、及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、利息、為替差損益及び減損損失は、純損益として認識し、これらを除いた公正価値の変動額をその他の包括利益として認識しています。

また、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品に分類しています。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しています。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合（もしくは公正価値が著しく低下した場合）にその累積額を利益剰余金に振り替えており、純損益には振り替えていません。なお、配当については、当該配当金が明らかに投資の取得原価の回収を示している場合を除いて純損益として認識しています。

② 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しています。当社グループは、期末日ごとに信用リスクが当初認識時点から著しく増大しているか否かについて判断しており、信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産の全期間の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定し、著しく増大していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で貸倒引当金を測定しています。ただし重大な金利要素を含んでいない営業債権、契約資産及びリース債権については、上記に関わらず常に全期間の予想信用損失により貸倒引当金の額を測定しています。

信用リスクの著しい増大の有無は、債務不履行発生のリスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行とは、債務者による契約上のキャッシュ・フローの支払いに重大な問題が生じ、金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない状態と定義しています。債務不履行発生のリスクに変化があるかどうかの判断においては、主に外部信用格付け、期日経過の情報等を考慮しています。期末日において金融商品に係る信用リスクが低いと判断された場合、金融商品に係る信用リスクは当初認識から著しく増大していないと判断されます。当社グループでは、原則として30日を超えて支払いが延滞している場合には、信用リスクが著しく増加していると判断しています。これらの判断には、過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を考慮しており、当該情報に基づいて反証可能である場合には、信用リスクの著しい増大は生じていないものと判断しています。

債務者の財政状態の著しい悪化、債務者の破産等による法的整理の開始等があった場合には、当該債権は信用減損が発生していると判定しています。将来回収できないことが明らかとなった債権については、金融資産の帳簿価額を直接減額し、対応する貸倒引当金の金額を減額しています。金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しています。貸倒引当金を減額する事象が発生した場合は、貸倒引当金の戻入額を純損益で認識しています。

金融商品の予想信用損失は、次のものを反映する方法で見積っています。

(i) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

(ii) 貨幣の時間価値

(iii) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

③ 非デリバティブ金融負債

当社グループでは、金融負債を発生日に当初認識しており、償却原価で測定しています。当初認識時には公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しています。また、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しています。

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し又は失効となった時に認識を中止しています。

④ デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループでは、為替変動リスク、金利変動リスク等をヘッジするために、先物為替予約取引、金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行っています。

当社グループでは、ヘッジの開始時においてヘッジ関係並びにヘッジの実施についてのリスク管理目的及び戦略の公式な指定及び文書化を行っています。当該文書にはヘッジ手段の特定、ヘッジの対象となる項目又は取引、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の有効性の評価方法が含まれています。また、当社グループでは、これらのヘッジについて、ヘッジされたリスクに起因する公正価値又はキャッシュ・フローの変動を相殺するに際し極めて有効であると見込んでいますが、ヘッジ指定されていた会計期間を通じて実際に極めて有効であったか否かを判断するために、継続的に評価しています。

デリバティブは公正価値で当初認識しています。また、当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動は次のとおり処理しています。

(i) 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動は純損益として認識しています。また、ヘッジされたリスクに対応するヘッジ対象の公正価値の変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正して、純損益として認識しています。

(ii) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値変動のうち有効なヘッジと判定される部分は、その他の包括利益として認識しています。

その他の包括利益に認識した金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える会計期間においてその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。ただし、予定取引のヘッジがその後において非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益に認識した金額を当該非金融資産又は非金融負債の当初の帳簿価額の修正として処理しています。

ヘッジ手段が失効、売却、終結又は行使された場合、ヘッジ比率を調整してもなお、ヘッジの適格要件を満たさなくなった場合には、ヘッジ会計を将来に向けて中止しています。予定取引の発生がもはや見込まれない場合には、その他の包括利益として認識した金額は、即時にその他の資本の構成要素から純損益に振り替えています。

(iii) ヘッジ指定されていないデリバティブ

デリバティブの公正価値の変動は、純損益として認識しています。

⑤ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識した金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済する又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、相殺して純額で表示しています。

(3) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されています。

(4) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか低い方の金額で測定しています。棚卸資産の取得原価には、棚卸資産の取得に係る費用、製造費及び加工費並びに棚卸資産が現在の場所及び状態に至るまでに発生したその他のコストのすべてを含んでおり、主として総平均法（精密・電子事業は移動平均法）に基づいて配分されています。正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額としています。

(5) 有形固定資産（使用権資産を除く）

① 認識及び測定

当社グループは、有形固定資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しています。

取得原価には資産の取得に直接関連する費用、資産の解体及び除去費用、原状回復費用の見積額、並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれています。

有形固定資産の取得後に発生した支出のうち、通常の修繕及び維持については発生時に費用として処理し、主要な取替及び改良に係る支出については、その支出により将来当社グループに経済的便益がもたらされることが見込まれる場合に限り資産計上しています。

② 減価償却

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却しています。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりです。

| | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～60年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～38年 |

なお、減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(6) のれん及び無形資産

① のれん

当社グループは、取得法に基づき企業結合の会計処理をしています。

支払対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額及び段階取得の場合には取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び引受負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しています。一方、この対価の総額が、識別可能資産及び負債の正味価額を下回る場合、その差額を利得として損益に認識しています。

のれんは償却を行わず、毎年同時期及び減損の兆候を識別した時はその都度、減損テストを実施しています。のれんの減損損失は損益として認識されますが、戻入れは行っていません。

当初認識後、のれんは取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しています。

② 無形資産（使用権資産を除く）

個別に取得した無形資産は取得原価で測定しており、企業結合により取得した無形資産の取得原価は企業結合日の公正価値で測定しています。

当社グループは、無形資産の認識後の測定において原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額で表示しています。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しています。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりです。

| | |
|---------------|----|
| 自社利用目的のソフトウェア | 5年 |
|---------------|----|

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、毎年同時期に、加えて減損の兆候が存在する場合にはその資産の回収可能価額を見積っています。

なお、償却方法及び耐用年数は、毎期末日に見直しを行い、必要に応じて改定しています。

(7) リース

(借手側)

当社グループは、リースの開始日に使用権資産とリース負債を認識します。契約がリースであるか否か、又は契約にリースが含まれているか否かについては、法的にはリースの形態をとらないものであっても、契約の実態に基づき判断しています。リース期間は、解約不能期間に合理的に確実な延長するオプションと解約するオプションを加えて決定しています。

使用権資産は、取得原価で当初測定しています。この取得原価は、リース負債の当初測定額に、開始日又はそれ以前に支払ったリース料を調整し、発生した当初直接コストと原資産の解体及び撤去、原資産又は原資産の設置された敷地の原状回復の際に生じるコストの見積りを加えた額で、受領済みのリース・インセンティブを控除して算定します。

当初認識後、使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却します。使用権資産の見積耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定します。

リース負債は、開始日時点で支払われていないリース料をリースの計算利率を用いて割り引いた現在価値で当初測定しています。リースの計算利率が容易に算定できない場合には、当社グループの追加借入利率を用いており、一般的に、当社グループは追加借入利率を割引率として使用しています。

指数又はレートの変動により将来のリース料が変動した場合、残価保証に基づいて支払うと見込まれる金額の見積りが変動した場合、又は購入、延長、あるいは解約オプションを行使するかどうかの判定が変化した場合、リース負債は再測定されます。このようにリース負債を再測定する場合、対応する修正は使用権資産の帳簿価額を修正するか、使用権資産の帳簿価額がゼロまで減額されている場合には損益として認識します。

当社グループは、連結財政状態計算書において、使用権資産を「有形固定資産」、リース負債を「社債、借入金及びリース負債」に含めて表示しています。

短期リース及び少額資産のリース

当社グループは、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び少額資産のリースについて、使用権資産及びリース負債を認識しないことを選択しています。当社グループは、これらのリースに係るリース料をリース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

(貸手側)

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しています。

(8) 非金融資産の減損

有形固定資産及び無形資産については、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しています。

減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しています。なお、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は償却を行わず、每期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しています。

減損テストにおいて、資産は、継続的な使用により他の資産又は資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループに集約しています。当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積っています。

回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方で算定しています。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間価値及びその資産の固有のリスクを反映した割引前割引率を用いて現在価値に割り引いて算定しています。

個別の資産又は資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しています。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っていません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないか又は減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積っており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っていません。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲を上限として回収可能価額と帳簿価額との差額を純損益にて認識しています。

(9) 従業員給付

① 退職後給付

(確定給付制度)

確定給付制度債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しています。割引率は、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有する優良社債の期末日時点の市場利回りを参照して決定しています。

退職後給付制度に係る資産又は退職後給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した額を認識しています。勤務費用及び確定給付負債の純額に係る利息純額は、純損益にて認識しています。

確定給付制度の再測定により発生した増減額は、発生した期においてその他の包括利益に一括認識し、直ちに利益剰余金に振り替えています。また過去勤務費用は発生時に全額純損益に認識しています。

(確定拠出制度)

確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した時に費用として認識しています。

② 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しています。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しています。

③ その他の長期従業員給付

当社グループの長期従業員給付に対する純債務は、従業員が過年度及び当連結会計年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額です。この給付額は現在価値に割り引いています。再測定による差異は発生した期間に純損益で認識しています。

(10) 株式報酬取引

当社グループは、取締役、執行役及び従業員に対するインセンティブ制度として、以下の株式報酬制度を採用しています。

(ストック・オプション制度)

ストック・オプションは権利付与日の公正価値に基づき算定しており、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しています。ストック・オプションの公正価値は、ブラック・ショールズモデルにて算定しています。

(譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬制度)

企業価値の持続的な向上に対する貢献意識を高めるとともに、株主との価値共有を進めることを目的として、持分決済型及び現金決済型の株式報酬制度を導入しています。

持分決済型の株式報酬については、受領したサービスの対価を、付与する当社株式の公正価値を参照して測定しています。算定されたサービスの対価は費用として純損益に認識するとともに、対応する金額を資本の増加として認識しています。

現金決済型の株式報酬については、支払額の公正価値を負債として認識し、無条件に報酬を受ける権利が確定するまでの期間にわたり、当該負債の公正価値の変動を純損益に認識しています。

(11) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しています。

引当金は見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及びその負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しています。

(12) 売上収益

顧客との契約について、当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、ポンプやコンプレッサなどの回転機械を中核とした風水力事業、都市ごみ焼却施設をはじめとする環境プラント事業、半導体製造装置に関わる機器・装置を製造する精密・電子事業の各分野にわたり製造、販売、工事、保守等を行っています。

① 風水力事業

風水力事業においては、主にカスタム及び標準ポンプ、コンプレッサやタービン、冷凍機や冷却塔及び関連システム、その他送風機や、電気、情報通信、エネルギーなどの制御設備の製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

風水力事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡又は検収時点であると当社グループは判断しています。

風水力事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

(i) 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。

(ii) 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。

(iii) 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上収益を認識します。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出し（インプット法）、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上収益を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

② 環境プラント事業

環境プラント事業においては、廃棄物処理施設に関連した製造、販売、工事、保守サービスを行っています。

環境プラント事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡又は検収時点であると当社グループは判断しています。

環境プラント事業における工事請負契約及び保守契約については、主として、次の要件のいずれかに該当し、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。

- (i) 顧客が履行によって提供される便益を、履行するにつれて同時に受け取って消費する。
- (ii) 履行が、資産を創出するか又は増価させ、顧客が当該資産の創出又は増価について支配する。
- (iii) 履行が、他に転用できる資産を創出せず、かつ、現在までに完了した履行に対する支払いを受ける強制可能な権利を有している。

これらについては、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、報告期間の末日において測定した履行義務の充足に係る進捗度に応じて、工事期間にわたって売上収益を認識します。進捗度は、見積総原価に対する実際原価の割合で算出し（インプット法）、履行義務の結果を合理的に測定できないが、当該履行義務を充足するコストを回収すると見込んでいる場合は、発生したコストの範囲でのみ売上収益を計上することにより、当社グループの履行を忠実に描写しています。

③ 精密・電子事業

精密・電子事業においては主にドライ真空ポンプ及びCMP装置の製造、販売、保守サービスを行っています。

精密・電子事業における製品の製造及び販売については、製品に対する法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスクと経済価値の顧客への移転状況及び顧客から支払いを受ける権利といった支配の移転に関する指標を総合的に判断した結果、製品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは主として製品の引渡又は検収時点であると当社グループは判断しています。

売上収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き、遅延損害金等を控除した金額で測定しています。変動性がある値引き等を含む変動対価については、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ売上収益を認識しています。また、当社グループでは、契約開始時に、顧客に財又はサービスを移転する時点と顧客が対価を支払う時点までの期間が1年以内であると見込まれるため、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」で規定される実務上の便法を適用し、対価に係る金利要素について調整を行っていません。

契約に複数の履行義務が識別される場合には、主に観察可能な独立販売価格の比率でそれぞれの履行義務に取引価格を配分しています。

(13) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金の合計として表示しています。

当期税金は、決算日において制定され又は実質的に制定されている税率を用いて、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で算定しています。これらは、企業結合に関連するもの及び直接資本の部又はその他の包括利益で認識される項目を除き、当期の純損益にて認識しています。

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税法に基づいて、資産が実現する期又は負債が決済される期に適用されると予想される税率で算定しています。繰延税金資産及び負債は、資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務基準額の差額である一時差異並びに繰越欠損金に基づいて算定しています。繰延税金資産は、将来減算一時差異、税務上の繰越欠損金及び繰越税額控除に対して、それらを利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲で認識しています。

なお、企業結合ではなく、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響しない取引における当初認識から生じる一時差異については、繰延税金資産及び負債を認識していません。さらにのれんの当初認識において生じる将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識していません。

子会社・関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異については、繰延税金負債を認識しています。ただし、一時差異を解消する時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合には認識していません。また、子会社・関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異については、一時差異が予測し得る期間内に解消し、かつ課税所得を稼得する可能性が高い範囲でのみ繰延税金資産を認識しています。

繰延税金資産及び繰延税金負債は、当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ同一の税務当局によって同一の納税主体に対して課される法人所得税に関するものである場合に相殺しています。

(14) 借入コスト

意図した使用又は販売が可能となるまでに相当の期間を要する資産に関して、その資産の取得、建設又は生産に直接起因する借入コストは、当該資産の取得原価の一部として資産化しています。その他の借入コストはすべて、発生した期間に費用として認識しています。

(15) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の普通株主に帰属する純損益を、その期間の自己株式を調整した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しています。希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しています。

(16) 超インフレの調整

超インフレ経済下にある子会社は、取得原価で表示されているのれん及び無形資産等の非貨幣性項目について、取得日を基準に変換係数を用いて修正しています。現在原価で表示されている貨幣性項目及び非貨幣性項目については、報告期間の末日現在の測定単位で表示されていると考えられるため、修正していません。

非貨幣性項目の修正及び直物為替相場による換算の影響は、その他の包括利益を通じて在外営業活動体の換算差額に表示しています。また、正味貨幣持高に係るインフレの影響は、金融収益又は金融費用に表示しています。

会計上の見積りに関する注記

1. 収益の認識

風水力事業セグメントのポンプ事業、コンプレッサ・タービン事業、冷熱事業及び環境プラント事業セグメントにおける工事請負契約及び保守契約等については、製品又は役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しています。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）で算出しています。

見積り及び測定的前提条件は必要に応じて見直しを行い、追加コストの発生や契約金額の変更等により当初の見積りを修正する可能性があり、連結計算書類上で認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における契約資産の帳簿価額は、100,420百万円です。

2. 繰延税金資産の回収可能性

繰延税金資産について定期的に回収可能性を検討しており、将来の課税所得見込額と実行可能なタックス・プランニングを考慮して、将来減算一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で繰延税金資産を計上しています。見積りの仮定となる将来の課税所得の発生時期及び金額は、経営者により承認された事業計画に基づき算定されていますが、その時の業績等により変動するため、これらの見積りに影響を与える要因が発生した場合は、回収可能性の見直しを行い繰延税金資産の修正を行うため、連結計算書類上で認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における繰延税金資産の帳簿価額は、13,720百万円です。

3. 引当金の会計処理と評価

当社グループは、完成工事補償引当金や工事損失引当金などの引当金を計上しています。それらの引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務又は推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しています。

これら引当金の測定において使用される仮定は、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、将来にわたり、連結計算書類上で認識する引当金の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における引当金の帳簿価額は、15,408百万円です。

4. 確定給付制度債務

確定給付制度債務は、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割引くことによって算定しています。重要な数理計算上の仮定は割引率であり、当社グループの確定給付制度債務と概ね同じ満期日を有する優良社債の期末日時点の市場利回りを参照して決定しています。

その他数理計算上の仮定には、退職率、死亡率、昇給率等を見積りが含まれています。それらの数理計算上の仮定は、将来の経済環境あるいは社会情勢の変動等によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類上で認識する確定給付制度債務の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における退職給付に係る資産の帳簿価額は8,860百万円、退職給付に係る負債の帳簿価額は8,380百万円です。

5. 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、のれん及び無形資産について資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しています。減損の兆候が存在する場合には、個別の資産又は資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しています。なお、のれん、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産は、每期同時期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度減損テストを実施しています。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、将来キャッシュ・フロー、割引率及び成長率等について一定の仮定を設定しています。

これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度末における有形固定資産の帳簿価額は165,715百万円、のれん及び無形資産の帳簿価額は43,333百万円です。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大は世界的に継続し、現時点でもなお大きな脅威として存在し、予断を許さない状況が続いています。一方で、“withコロナ”と呼ばれる感染予防と経済活動の共存に向けた動きは活発化しており、社会・産業インフラの需要は一時期に比べて改善しています。

同感染症による当社グループの事業への影響は限定的であり、翌連結会計年度においても、事業環境が底堅く推移すると仮定し、会計上の見積りを行っています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が当該前提と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

| | |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 1,650百万円 |
| その他 | 1,016百万円 |
| 計 | 2,666百万円 |

(2) 担保に係る債務

当連結会計年度末に該当する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 269,048百万円

3. 保証債務

(1) 従業員の銀行借入に対する保証 11百万円

(2) 非連結子会社及び関連会社の銀行借入等に対する保証
該当事項はありません。

(3) 公益財団法人 荏原 畠山記念文化財団の銀行借入に対する保証 1,645百万円

4. 資産から直接控除した貸倒引当金

(1) 営業債権及びその他の債権 3,118百万円

(2) その他の金融資産 3,985百万円

5. 偶発債務

(岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設の火災事故に関する係争)

2015年10月23日に、岐阜県岐阜市芥見の岐阜市東部クリーンセンター粗大ごみ処理施設において、当社連結子会社の荏原環境プラント株式会社（以下、EEP）による設備修繕作業中に火災事故が発生しました。なお、EEPは粗大ごみ処理施設に隣接するごみ焼却施設の運転管理業務を受託しています。

本事故の損害賠償に関し、岐阜市と対応を協議してまいりましたが、岐阜市からEEPに対し、43億62百万円及びその遅延損害金の支払いを求める損害賠償請求訴訟が岐阜地方裁判所に2019年1月31日付で提起されました。その後、岐阜市が2019年7月22日付で損害賠償請求金額を44億74百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2019年7月25日に受領）、2020年7月17日付で損害賠償請求金額を45億82百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2020年7月20日に受領）、2021年8月10日付で損害賠償請求金額を46億92百万円及びその遅延損害金に変更する訴えの変更申立て（2021年8月25日に受領）を行いました。なお、現時点で当該事象が当社グループの業績に与える影響を合理的に見積ることは困難な状況です。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、事業活動を行う過程において生じる財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）に晒されており、当該財務上のリスクを回避又は軽減するために、一定の方針に基づきリスク管理を行っています。また、デリバティブ取引は、リスクを回避することを目的とし、投機的な取引は行わない方針です。

(1) 信用リスクの管理

当社グループの営業債権は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクを低減するために、当社及び連結子会社は社内規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び残高を管理することで、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。また、一部の取引先との取引においては保全措置として担保の供出を受けています。なお、特定の取引先に過度に集中した信用リスクを有していません。

(2) 流動性リスクの管理

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払いを実行できなくなるリスクです。当社は、各部署からの報告に基づき、財務部門が資金計画を作成及び更新するとともに、事業状況に応じた適正規模の手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しています。また金融上のリスクに対応するためにコミットメントライン契約等を締結することで代替流動性を確保しています。なお、グループ内の資金効率性を高めるため、資金を当社に集中する制度を運用しています。

(3) 市場リスクの管理

① 為替リスク

当社グループはグローバルに事業を展開しており、それにより生じている外貨建ての営業債権及び債務は、外国為替レートの変動リスクに晒されています。当社グループは主として外貨建ての債権及び債務をネットした純額ポジションに対して為替予約等のデリバティブ取引を利用しヘッジしています。

デリバティブ取引については、内部規定である金融商品管理規程に基づき、連結子会社を含めて適用し管理を行っています。

② 金利リスク

当社グループの有利子負債のうち変動金利によるものは金利変動リスクに晒されています。当該金利変動リスクを低減するために、借入金の固定金利と変動金利の適切なバランスを維持し、必要に応じて金利スワップ取引等のデリバティブ取引を利用しています。

③ 株価変動リスク

当社グループが保有する資本性金融商品は、取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。資本性金融商品については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して、また満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2022年12月31日（当連結会計年度の連結決算日）における帳簿価額及び公正価値は次のとおりです。
（単位：百万円）

| | 帳簿価額 | 公正価値 |
|------------------|---------|---------|
| (1) 現金及び現金同等物 | 116,137 | 116,137 |
| (2) 営業債権及びその他の債権 | 151,665 | 151,557 |
| (3) その他の金融資産 | 10,323 | 9,976 |
| (4) 営業債務及びその他の債務 | 195,391 | 195,391 |
| (5) 社債及び借入金 | 98,826 | 97,632 |
| (6) その他の金融負債 | 577 | 575 |

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いた評価技法へのインプットの観察可能性に応じて算定した公正価値を以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1・・・同一の資産又は負債に関する活発な市場における公表市場価格により測定した公正価値

レベル2・・・レベル1以外の資産又は負債について、直接又は間接的に観察可能なインプットにより測定した公正価値

レベル3・・・資産又は負債についての観察可能な市場データに基づかないインプットにより測定した公正価値

公正価値をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

| | 公正価値 | | | |
|---------------------------|------|------|-------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 計 |
| 金融資産 | | | | |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| その他の金融資産（株式） | — | — | 2,225 | 2,225 |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | | | | |
| その他の金融資産（会員権） | — | 268 | — | 268 |
| その他の金融資産（投資事業有限責任への出資） | — | — | 509 | 509 |
| デリバティブ資産 | — | 364 | — | 364 |
| 合計 | — | 633 | 2,734 | 3,368 |
| 金融負債 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 | | | | |
| デリバティブ負債 | — | 90 | — | 90 |
| 合計 | — | 90 | — | 90 |

（注）金融商品の公正価値の測定方法

(1) 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する主な金融商品の測定方法は、以下のとおりです。

① 現金及び現金同等物

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

② 営業債権

一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率によ

り割り引いています。

③ その他の債権及び営業債務及びその他の債務

満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

④ その他の金融資産及びその他の金融負債

非流動のものの公正価値は、その将来のキャッシュ・フローを見積もり、その信用リスクを加味した割引率で現在価値に割り引いて公正価値を算定しています。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しています。

⑤ 社債及び借入金

契約期間が1年超の社債及び長期借入金の公正価値は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

償却原価で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキーは、社債及び借入金についてはレベル2、その他の金融資産及びその他の金融負債については主としてレベル3で区分しています。レベル3の金融商品に係る公正価値の測定は、関連する社内規程に従い実施しています。公正価値の測定に際しては、対象となる金融商品の性質、特徴及びリスクを最も適切に反映できる評価技法及びインプットを用いています。

(2) 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する主な金融商品の測定方法は、以下のとおりです。

① 株式

株式はその他の金融資産に含まれ、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しています。株式については、レベル1に区分されているものは活発な市場で取引されている上場株式であり、取引所の市場価格によって評価しています。レベル2に区分されているものは非上場株式であり、観察可能な市場データを利用して評価しています。レベル3に区分されているものは非上場株式であり、主として純資産に基づく評価モデル（株式発行会社の純資産に基づき、時価評価により修正すべき事項がある場合は修正した金額により、企業価値を算定する方法）や直近に入手された外部の評価専門家による鑑定評価書（評価手法としては取引事例法など使用）に基づいた公正価値等により測定しています。

② 会員権

会員権はその他の金融資産に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債に分類しています。公正価値は、相場価格等によっています。

③ 投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合への出資はその他の金融資産に含まれ、組合財産に対する持分相当額により算定しています。

④ デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債は、それぞれその他の金融資産及び金融負債に含まれ、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び金融負債に分類しています。デリバティブは主に為替予約、金利スワップに係る取引であり、公正価値は、取引先金融機関等から提示された観察可能な市場データに基づき算定しています。

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 3,910円07銭 |
| 2. 基本的1株当たり当期利益 | 548円61銭 |

収益認識に関する注記

収益認識の内容については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (12) 売上収益」に記載のとおりです。

1. 収益の分解

当社グループは、「風水力事業」、「環境プラント事業」及び「精密・電子事業」の3つを報告セグメントとしています。また、売上収益は事業内容別に分解しています。分解した売上収益と各報告セグメントの売上収益の関係は以下のとおりです。なお、その他の源泉から認識した収益の額に重要性はありません。

(単位：百万円)

| 報告セグメント | 事業内容 | 当連結会計年度 |
|----------|---------------|--------------------------------|
| | | (自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) |
| 風水力事業 | ポンプ事業 | 209,000 |
| | コンプレッサ・タービン事業 | 111,754 |
| | 冷熱事業 | 48,676 |
| | その他 | 13,962 |
| 環境プラント事業 | | 73,738 |
| 精密・電子事業 | | 222,259 |
| その他 | | 1,478 |
| | 合計 | 680,870 |

(注) グループ会社間の内部取引控除後の金額を表示しています。

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権、契約資産、契約負債及び返金負債の残高は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度末 (2022年12月31日) |
|---------------|---------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 152,591 |
| 契約資産 | 100,420 |
| 契約負債 | 63,168 |
| 返金負債 | 2,024 |

顧客との契約から生じた債権は、履行義務の充足後、別途定める支払条件により、主として1年以内に対価を受領しています。なお、顧客との契約から生じた債権は、連結財政状態計算書において「営業債権及びその他の債権」に含まれています。

契約資産は、主として工事請負契約について報告期間の末日時点での進捗度に基づいて測定した履行義務の充足部分と交換に受け取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものであり、対価に対する当社グループの権利が当該対価の支払期限が到来する前に時の経過だけが要求される無条件な状態となった時点で債権に振替えられます。

当連結会計年度において顧客との契約から生じた債権及び契約資産について認識された減損損失は287百万円です。

契約負債は、主として顧客から対価を受け取っているものの履行義務を充足していない部分を認識しています。財又はサービスを顧客に移転する前に顧客から対価を受け取った場合に増加し、履行義務を充足することにより減少します。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていた金額は43,155百万円です。返金負債は、値引き、遅延損害金等に対して、合理的に利用可能なすべての情報を用いて対価の金額を見積り、重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲で測定しています。なお、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

未充足の履行義務に配分した取引価格は、以下のとおりです。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(単位：百万円)

| 報告セグメント | 当連結会計年度末 (2022年12月31日) |
|----------|---------------------------|
| 風水力事業 | 269,788 |
| 環境プラント事業 | 317,491 |
| 精密・電子事業 | 230,811 |
| その他 | 67 |
| 合計 | 818,158 |

これらは、主に風水力事業におけるカスタムポンプ及びコンプレッサ・タービン、環境プラント事業における長期包括契約に属するものであり、その多くが1年超の長期にわたって履行義務を充足する工事契約に係る取引です。各報告セグメントの未充足の履行義務は、各連結会計年度末から起算して、概ね次の期間内に完了し、収益として認識される見込みです。

風水力事業：3年以内

環境プラント事業：20年以内

精密・電子事業：1年以内

4. 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループは、顧客との契約獲得のための増分コスト及び契約に直接関連する履行コストのうち、回収可能であると見込まれる部分について資産として認識しており、連結財政状態計算書上はその他の資産に計上しています。契約獲得のための増分コストとは、顧客との契約を獲得するために発生したコストで、当該契約を獲得しなければ発生しなかったであろうものです。

当社グループにおいて資産計上されている契約獲得のための増分コストは、主に販売契約を獲得するために代理店に支払った販売手数料です。また契約履行のためのコストは、主に、入札準備費用や公告前に行われる開発、調査のための活動費用です。認識すべき資産の償却期間が1年以内である場合には、実務上の便法を使用し、契約獲得の増分コストを発生時に費用として認識しています。

(単位：百万円)

| | 当連結会計年度末 (2022年12月31日) |
|---------------------|---------------------------|
| 契約獲得のためのコストから認識した資産 | 205 |
| 契約履行のためのコストから認識した資産 | — |
| 合計 | 205 |

当該資産は該当する工事契約に係る財又はサービスが顧客への移転するパターンに応じ、償却を行っています。当連結会計年度において、契約コストから認識した資産から生じた償却費は、148百万円です。

その他の注記

(取得による企業結合)

当社グループは、2022年9月28日に締結した持分譲渡契約に基づき、子会社6社を傘下に持つ北米ポンプ・ミキサーメーカーHayward Gordon Holdings, L.P.の全持分を取得しました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称

Hayward Gordon Holdings, L.P. 及びその子会社6社

事業の内容

産業用ポンプ/ミキサー/モニタリングシステム等の製造・販売・アフターサービス

② 取得日 2022年9月30日

③ 取得した議決権付資本持分の割合 100.0%

④ 企業結合を行った主な理由

標準ポンプ事業における北米地域での事業拡大を目指し、主に公共下水、産業装置及びプロセス市場向け製品のラインナップ拡充と販路獲得を実現するため。

⑤ 取得企業が被取得企業の支配を獲得した方法 現金を対価とする持分の取得

(2) 企業結合日現在における支払対価、取得資産及び引受負債の公正価値、並びにのれんの金額

(単位：百万円)

| | 金額 |
|---------------------|--------|
| 取得対価の公正価値 | |
| 現金 | 14,969 |
| 合計 | 14,969 |
| 取得資産の公正価値 | |
| 現金及び現金同等物 | 294 |
| 営業債権及びその他の債権 | 1,783 |
| 契約資産 | 1,302 |
| 棚卸資産 | 1,666 |
| 有形固定資産 | 368 |
| 無形資産 | 4,848 |
| その他資産 | 286 |
| 引受負債の公正価値 | |
| 営業債務及びその他の債務 | 993 |
| 契約負債 | 1,115 |
| 借入金及びリース負債 | 313 |
| その他負債 | 1,627 |
| 取得資産及び引受負債の公正価値(純額) | 6,500 |
| のれん | 8,469 |
| 合計 | 14,969 |

(注) 1. 営業債権及びその他の債権(主に売掛金)の公正価値1,783百万円について、契約金額の総額は1,804百万円であり、回収不能と見込まれる契約上のキャッシュ・フローの取得日現在の見積りは21百万円です。

2. 当該企業結合により生じたのれんは、風水力事業セグメントに計上しています。のれんの主な内容は、個別に認識要件を満たさない、取得から生じることが期待される既存事業とのシナジー効果と超過収益力です。当該のれんについて、税務上損金に算入されることが見込まれる金額はありません。

(3) 取得関連費用

当企業結合に係る取得関連費用は363百万円であり、すべて「販売費及び一般管理費」にて費用処理しています。

(4) 業績に与える影響

① 当連結会計年度の連結損益計算書に含まれる売上収益及び当期利益

売上収益 1,978百万円

当期利益 218百万円

② 企業結合が期首に実施されたと仮定した場合の連結損益計算書の売上収益及び当期利益に与える影響（監査対象外情報）

売上収益 7,802百万円

当期利益 △184百万円

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

2022年12月31日現在

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------|----------------|------------------|----------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流動資産 | 299,123 | 流動負債 | 187,881 |
| 現金及び預金 | 46,820 | 支払手形 | 1,355 |
| 受取手形 | 5,394 | 買掛金 | 25,047 |
| 売掛金 | 50,634 | 電子記録債権 | 82,189 |
| 電子記録債権 | 31,226 | 短期借入金 | 12,482 |
| 契約資産 | 22,044 | 1年内返済予定の長期借入金 | 11,872 |
| 製品 | 1,858 | 未払法人税等 | 2,677 |
| 仕掛品 | 51,948 | 賞与引当金 | 4,263 |
| 原材料及び貯蔵品 | 45,230 | 役員賞与引当金 | 221 |
| その他の他 | 44,331 | 完成工事補償引当金 | 1,280 |
| 貸倒引当金 | △366 | 製品保証引当金 | 2,829 |
| 固定資産 | 250,298 | 工事損失引当金 | 1,264 |
| 有形固定資産 | 86,149 | その他の他 | 42,397 |
| 建物及び構築物 | 38,378 | 固定負債 | 59,994 |
| 機械及び装置 | 21,531 | 社債 | 30,000 |
| 土地 | 19,067 | 長期借入金 | 26,050 |
| 建設仮勘定 | 3,778 | 退職給付引当金 | 84 |
| その他の他 | 3,394 | その他の他 | 3,860 |
| 無形固定資産 | 16,873 | 負債合計 | 247,875 |
| ソフトウェア | 16,593 | (純資産の部) | |
| その他の他 | 279 | 株主資本 | 301,086 |
| 投資その他の資産 | 147,275 | 資本金 | 79,804 |
| 投資有価証券 | 1,926 | 資本剰余金 | 83,732 |
| 関係会社株式 | 94,824 | 資本準備金 | 83,732 |
| 関係会社出資金 | 37,136 | 利益剰余金 | 137,686 |
| 長期貸付金 | 1,448 | その他利益剰余金 | 137,686 |
| 前払年金費用 | 4,214 | 特定株式取得積立金 | 75 |
| 繰延税金資産 | 6,108 | 繰越利益剰余金 | 137,611 |
| その他の他 | 3,461 | 自己株式 | △136 |
| 貸倒引当金 | △1,844 | 新株予約権 | 459 |
| | | 純資産合計 | 301,546 |
| 資産合計 | 549,421 | 負債純資産合計 | 549,421 |

損 益 計 算 書

2022年1月1日から
2022年12月31日まで

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|---------------|--------|---------|
| 売上高 | | 292,333 |
| 売上原価 | | 205,923 |
| 売上総利益 | | 86,409 |
| 販売費及び一般管理費 | | 62,207 |
| 営業利益 | | 24,202 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 590 | |
| 受取配当金 | 24,209 | |
| 為替差益 | 500 | |
| その他 | 137 | 25,438 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 576 | |
| 割増退職金 | 622 | |
| コミットメントライン手数料 | 105 | |
| 貸倒引当金繰入額 | 187 | |
| その他 | 223 | 1,715 |
| 経常利益 | | 47,925 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 5 | |
| 出資金売却益 | 0 | |
| その他 | 0 | 6 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 103 | |
| 減損損失 | 364 | |
| 投資有価証券評価損 | 1,013 | |
| 出資金評価損 | 0 | 1,482 |
| 税引前当期純利益 | | 46,449 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,725 | |
| 法人税等調整額 | △0 | 3,724 |
| 当期純利益 | | 42,724 |

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2022年1月1日から

2022年12月31日まで

(単位:百万円)

| | 株主資本 | | | | | | |
|--------------|--------|--------|----------|---------|-----------|---------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金合計 |
| | | | | | 特定株式取得積立金 | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 79,643 | 83,571 | 0 | 83,572 | — | 133,082 | 133,082 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 新株の発行 | 160 | 160 | | 160 | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | △18,216 | △18,216 |
| 特定株式取得積立金の積立 | | | | | 75 | △75 | — |
| 当期純利益 | | | | | | 42,724 | 42,724 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 0 | 0 | | | — |
| 自己株式の消却 | | | △0 | △0 | | △19,902 | △19,902 |
| 当期変動額合計 | 160 | 160 | △0 | 160 | 75 | 4,529 | 4,604 |
| 当期末残高 | 79,804 | 83,732 | — | 83,732 | 75 | 137,611 | 137,686 |

| | 株主資本 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|--------------|---------|---------|-------|---------|
| | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
| 当期首残高 | △20,031 | 276,266 | 585 | 276,851 |
| 当期変動額 | | | | |
| 新株の発行 | | 321 | △125 | 195 |
| 剰余金の配当 | | △18,216 | | △18,216 |
| 特定株式取得積立金の積立 | | — | | — |
| 当期純利益 | | 42,724 | | 42,724 |
| 自己株式の取得 | △8 | △8 | | △8 |
| 自己株式の処分 | 0 | 0 | | 0 |
| 自己株式の消却 | 19,903 | — | | — |
| 当期変動額合計 | 19,894 | 24,820 | △125 | 24,694 |
| 当期末残高 | △136 | 301,086 | 459 | 301,546 |

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社及び関連会社株式

総平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、
売却原価は総平均法により算定）

市場価格のない株式等

総平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

製品、原材料及び貯蔵品

総平均法（精密・電子事業は移動平均法）による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの
方法により算定）

仕掛品

個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価
切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として法人税法に規定する方法により、3年間で均等償却する方法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法を採用しています。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しています。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定率法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しています。

なお、当事業年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超過する場合には、前払年金費用として投資その他の資産に計上しています。

(5) 完成工事補償引当金

完成工事に係る契約不適合（瑕疵担保）費用の支出に備えるため、完成工事高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積補償額を計上しています。

(6) 製品保証引当金

売買契約に係る契約不適合(瑕疵担保)費用の支出に備えるため、製品売上高に対し合理的に算出した発生比率を乗じた見積保証額を計上しています。

(7) 工事損失引当金

請負工事の損失発生に備えるため、未引渡工事のうち損失が発生する可能性が高く、工事損失額を期末において合理的に見積ることができる工事については、当該損失見込額を引当計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)及び「収益認識に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

詳細については、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に関する事項 (12) 売上収益」に記載のとおりです。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しています。また、振当処理の要件を満たす為替予約、通貨オプション等が付されている外貨建金銭債権債務については振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用しています。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引、通貨スワップ取引及び金利スワップ取引

ヘッジ対象……外貨建金銭債権債務及び借入金

③ ヘッジ方針

内部規程であるリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしています。

④ ヘッジの有効性評価の方法

上記②に係る金利変動リスク

ヘッジ取引開始から有効性判定時点までのヘッジ対象及びヘッジ手段それぞれのキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、ヘッジの有効性を判定しています。ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては有効性の判定を省略しています。

上記②に係る為替変動リスク

ヘッジ取引ごとにヘッジ対象とヘッジ手段の対応を確認することで有効性の判定に代えています。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌事業年度より、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

表示方法の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等(以下「2020年改正会計基準」という。)を当事業年度の期首より適用しています。

なお、当社は「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)等を2020年度の期首から適用しています。

この結果、主に収益認識に関する開示(表示及び注記事項)の定めの変更である2020年改正会計基準の適用により、前事業年度において「売掛金」に含めて表示していた「契約資産」を当事業年度において独立掲記しています。

(損益計算書)

前事業年度において「その他」に含めて表示していた「営業外費用」の「貸倒引当金繰入額」は、金額的重要性が増したため、当事業年度においては独立掲記しています。

会計上の見積りに関する注記

1. 収益認識

契約資産 22,044百万円

会計上の見積りの内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 収益の認識」に記載のとおりです。

2. 繰延税金資産の回収可能性

会計上の見積りの内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 繰延税金資産の回収可能性」に記載のとおりです。

当事業年度末における繰延税金資産の帳簿価額は、「個別注記表 税効果会計に関する注記」に記載のとおりです。

3. 前払年金費用の測定

前払年金費用 4,214百万円

会計上の見積りの内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 確定給付制度債務」に記載のとおりです。

4. 引当金

完成工事補償引当金 1,280百万円

製品保証引当金 2,829百万円

工事損失引当金 1,264百万円

会計上の見積りの内容については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記 引当金の会計処理と評価」に記載のとおりです。

5. 固定資産の減損

有形固定資産 86,149百万円

無形固定資産 16,873百万円

固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、資産のグルーピングをセグメント別に行い、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。固定資産の回収可能価額について、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、固定資産の減損を実施し、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

6. 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

関係会社株式 94,824百万円

関係会社出資金 37,136百万円

市場価格のない関係会社株式及び関係会社出資金は、株式の取得価額と比較して実質価額が50%程度以上低下した場合、当該会社の事業計画に基づき回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて評価損の計上を行っています。なお、一部の関係会社株式は、実質価額に当該会社の買収時の超過収益力等を加味して評価しています。事業計画は経営者の最善の見積りと判断により決定していますが、将来の不確実な経済条件の変動や事業計画等の変化によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、「連結注記表 会計上の見積りに関する注記」に記載のとおりです。

貸借対照表に関する注記

| | |
|---|------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 122,111百万円 |
| 2. 保証債務 | |
| (1) 従業員住宅資金の銀行借入に対する保証 | 11百万円 |
| (2) 関係会社の銀行借入等に対する保証 | 17,099百万円 |
| 連結会社 | |
| Elliott Company | 16,754百万円 |
| Ebara Thermal Systems (Thailand) Co.,Ltd. | 345百万円 |
| 連結会社計 | <u>17,099百万円</u> |
| (3) 公益財団法人 荏原 畠山記念文化財団の銀行借入に対する保証 | 1,645百万円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権債務 | |
| 関係会社に対する短期金銭債権 | 75,099百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 1,355百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 26,912百万円 |

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

 売上高 95,534百万円

 仕入高 31,008百万円

営業取引以外の取引高 26,962百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 の株式数(株) | 当事業年度 増加株式数(株) | 当事業年度 減少株式数(株) | 当事業年度末 株式数(株) |
|-------|--------------------|-------------------|-------------------|------------------|
| 普通株式 | 3,536,073 | 1,809 | 3,513,460 | 24,422 |

- (注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,809株は、単元未満株式の買取りによる増加1,660株、譲渡制限付株式報酬制度における無償取得による増加149株です。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少3,513,460株は、単元未満株式の売渡しによる減少60株、取締役会決議による自己株式の消却による減少3,513,400株です。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

| | |
|-----------------|-----------|
| 賞与引当金 | 1,305百万円 |
| 赤字工事進行基準による売上損失 | 511百万円 |
| 退職給付引当金 | 1,357百万円 |
| 投資有価証券等評価損 | 71百万円 |
| 関係会社株式評価損 | 2,693百万円 |
| 棚卸資産評価損 | 2,993百万円 |
| 固定資産除却損 | 836百万円 |
| 減価償却費 | 527百万円 |
| 完成工事補償等引当金 | 1,692百万円 |
| 貸倒引当金繰入限度超過額 | 677百万円 |
| 未払金 | 727百万円 |
| その他 | 3,104百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 16,501百万円 |
| 評価性引当額 | △9,721百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 6,779百万円 |
| 繰延税金負債 | |
| その他 | 670百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 670百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 6,108百万円 |

関連当事者との取引に関する注記

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|--------------------|----------------|--|--------------------------------------|------------------------|----------------------------|----------------------|
| 子会社 | 株式会社 荏原フィールドテック | 所有 直接100% | <ul style="list-style-type: none"> ・当社のコンポーネント機器・半導体製造装置の販売及びアフターサービス ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員1名兼任 | 売 上 高 | 25,842 | 売 掛 金 電子記録債権 契 約 資 産 | 3,415 16,941 0 |
| 子会社 | 株式会社 荏原エリオット | 所有 間接100% | <ul style="list-style-type: none"> ・当社がポンプを販売 ・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が工場及び建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員1名兼任 | 資金の借入(注3) 受 取 利 息 支 払 利 息 | △1,743 1 13 | 短 期 借 入 金 | 5,994 |
| 子会社 | 荏原環境プラント株式会社 | 所有 直接100% | <ul style="list-style-type: none"> ・当社がポンプ・ポンプ部品を販売 ・当社が工場での電力を調達 ・当社が建物を賃貸 ・当社が資金を借入 ・役員1名兼任 | 資金の借入(注3) 支 払 利 息 | 10,613 19 | 短 期 借 入 金 | 500 |
| 子会社 | Elliott Company | 所有 間接100% | <ul style="list-style-type: none"> ・当社がコンプレッサ・タービン等を購入 ・当社が債務を保証 ・当社が資金を貸付 ・役員3名兼任 | 資金の貸付(注3) 受 取 利 息 債 務 保 証 (注4) | 4,360 120 16,754 | 短 期 貸 付 金 | 6,661 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しています。
2. 資金の貸付及び借入の利率は、市場金利を勘案して決定しています。
3. 資金の貸付及び借入は、CMS(キャッシュマネジメントシステム)による取引であり、取引金額は当期首残高からの増減額を表示しています。
4. 債務保証は、銀行借入等の債務保証を行ったものであり、保証料を受領しています。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

| 種 類 | 会社等の名称または氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 | 科目 | 期末残高 |
|-----|-------------|-----------------|----------------------|----------------|------|----|------|
| 役員 | 前田 東一 | (被所有) 直接0.0% | 当社取締役会長 | 金銭報酬債権の現物出資(注) | 20 | — | — |
| 役員 | 浅見 正男 | (被所有) 直接0.0% | 当社代表執行役社長兼 CEO 兼 COO | 金銭報酬債権の現物出資(注) | 16 | — | — |

(注) 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,270円49銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 464円25銭 |

収益認識に関する注記

詳細については、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

その他の注記

(取得による企業結合)

当社は、2022年9月28日に締結した持分譲渡契約に基づき、子会社6社を傘下に持つ北米ポンプ・ミキサーメーカーHayward Gordon Holdings, L.P.の全持分を取得しました。

詳細については、「連結注記表 その他の注記 (取得による企業結合)」に記載のとおりです。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年3月5日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 林 三子 雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 藤 隆 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 本 慶 太

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社荏原製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年3月5日

株式会社荏原製作所
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上 林 三子雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安 藤 隆 之

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 本 慶 太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社荏原製作所の2022年1月1日から2022年12月31日までの第158期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第158期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに従業員等からその整備・運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施していることを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（次頁に続く）

2023年3月6日

株式会社 荏原製作所 監査委員会

監査委員 橋本正博 ⑩

監査委員 北山久恵 ⑩

監査委員 長峰明彦 ⑩

(注) 監査委員橋本正博及び北山久恵は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。